

倉吉市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第19号

倉吉市議会委員会条例の一部を改正する条例

倉吉市議会委員会条例（昭和53年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務建設委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 総務部の所管に属する事項</li><li>2 建設部の所管に属する事項</li><li>3 会計課の所管に属する事項</li><li>4 上下水道局の所管に属する事項</li><li>5 議会事務局の所管に属する事項</li><li>6 選挙管理委員会の所管に属する事項</li><li>7 監査委員の所管に属する事項</li><li>8 公平委員会の所管に属する事項</li><li>9 他の常任委員会の所管に属しない事項</li></ol> <p>市民経済委員会 5人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>市民生活部</u>の所管に属する事項</li><li>2 <u>経済観光部</u>の所管に属する事項</li><li>3 <u>農業委員会</u>の所管に属する事項</li></ol> <p>教育福祉委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 健康福祉部の所管に属する事項</li><li>2 教育委員会の所管に属する事項</li></ol> <p>2 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務建設委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 総務部の所管に属する事項</li><li>2 建設部の所管に属する事項</li><li>3 会計課の所管に属する事項</li><li>4 上下水道局の所管に属する事項</li><li>5 議会事務局の所管に属する事項</li><li>6 選挙管理委員会の所管に属する事項</li><li>7 監査委員の所管に属する事項</li><li>8 公平委員会の所管に属する事項</li><li>9 他の常任委員会の所管に属しない事項</li></ol> <p><u>生活産業委員会</u> 5人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>生活産業部</u>の所管に属する事項</li><li>2 <u>農業委員会</u>の所管に属する事項</li></ol> <p>教育福祉委員会 6人</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 健康福祉部の所管に属する事項</li><li>2 教育委員会の所管に属する事項</li></ol> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の倉吉市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条に規定する生活産業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の倉吉市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条に規定する市民経済委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、市民経済委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における生活産業委員会の委員の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条の規定による生活産業委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる市民経済委員会に付託されたものとみなす。